

建設業だより

No.142

発行/2024(令和6)年10月1日

都市・交通局都市基盤部都市総務課

建設業・不動産業室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話052-954-6502

Webサイト

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>



愛知県立芸術大学美術学部 彫刻専攻棟
(長久手市岩作三ヶ峯地内)

目次

建設業許可・経営事項審査の電子申請について	… 2	10～12月は「建設業取引適正化推進期間」です!	…12
建設業許可申請等手続きに関するお知らせ	… 2	建設キャリアアップシステムについて	…13
愛知県知事に建設業許可・経営事項審査の電子申請を行う場合の注意事項	… 3	CCUSに関するトピックス	…14
郵便料金の改定について	… 4	建設キャリアアップシステムの活用に関する評価基準について	…15
建設業法における届出等の提出期限について	… 5	建設局・都市交通局発注工事における週休2日の取組の強化について	…16
「適切な社会保険の加入」は建設業許可の要件です	… 6	宅地や建物の適正な取引及び広告について	…17
経営事項審査等の審査基準について	… 7	宅地建物取引業者と人権について	…17
建築物等の解体工事の実施には建設業許可または解体工事業登録が必要です	… 8	不動産業グループからのお知らせ	…18
愛知県知事建設業許可業者名簿、愛知県解体工事業登録業者名簿及び愛知県浄化槽工事業登録業者名簿について	… 8	建設系産業廃棄物排出事業者のみなさまへ	…19
2024(令和6)年度建設業講習会を開催します	… 9	建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正について	…21
建設業許可の欠格要件について	…10	石綿の有無の事前調査の報告が義務になりました	…24
建設工事の適正取引について	…11	暴力団離脱者受入企業を募集しています	…26
法令遵守について	…11	部落差別の解決に向けて	…27
		表紙写真の紹介	…28

建設業許可・経営事項審査の電子申請について

◇2023（令和5）年1月から、建設業許可・経営事項審査の申請等について、電子申請ができるようになりました。

○電子申請ができる手続き

- ・建設業許可申請（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新）
- ・変更届（事業年度終了届出書含む） ・廃業届 ・経営事項審査

◇電子申請は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）を使用しています。

○JCIPについて

JCIPの概要については、国土交通省Webサイトをご確認ください。システムの操作マニュアルも掲載されています。

愛知県知事許可の手続きに関しては、次のページの注意事項をご確認ください。

国土交通省 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html



○JCIPの利用について

建設業許可等電子申請システムを利用するためには、デジタル庁が所管するGビズIDの取得が必要です。詳しくは、デジタル庁及びGビズIDのWebサイトをご覧ください。

デジタル庁 <https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/> <デジタル庁> <GビズID>

GビズID <https://gbiz-id.go.jp/top/>



※ JCIPの操作に関するお問い合わせについては、愛知県でお受けすることができません。システム上の「お問い合わせ」フォームから、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

お急ぎの場合は、0570-033-730（ナビダイヤル）から問い合わせることもできます。

建設業許可申請等手続に関するお知らせ

◇ 建設業許可の有効期間は、許可のあった日から満5年間です。許可の更新の申請は有効期間満了の3か月前から30日前に行ってください。

◇ 事業承継による認可申請が必要となると見込まれる場合は、承継の効力発生日の2か月前までに申請ができるよう相談してください。

事業承継の認可は、効力発生日前までに受ける必要があります。

内容確認や補正に時間を要することが想定されますので、事業承継による認可申請が必要となると見込まれる場合は、遅くとも、承継の効力発生日2か月前までに申請ができるよう相談してください。

〈相談窓口〉 名古屋市内に営業所がある場合 … 建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
名古屋市以外の市町村に営業所がある場合 … 各市町村を管轄する建設事務所

☆ 詳しくは、「建設業許可申請の手引（申請手続編）」及び、「建設業許可申請の手引き（申請書記載例編）別冊」をご覧ください。

◇ 建設業許可申請に係る各様式、手引きについては、建設業・不動産業室のWebサイトからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>



愛知県知事に建設業許可・経営事項審査の電子申請を行う場合の注意事項

※国土交通大臣、愛知県以外の都道府県知事に電子申請する場合の注意事項については、各行政庁にお尋ねください。

◇電子申請を行う場合は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）のマニュアルだけでなく、愛知県の手引きも必ずご確認ください。

手引きは建設業・不動産業のWebページからダウンロードできます。

建設業許可 <https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>

経営事項審査 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/dl-page-keishin.html>



◇建設業許可申請、変更届等を提出する際の注意事項

○添付書類について

建設業・経営事項審査電子申請システム（JCIP）では、一部添付いただきたい書類について、システム上の案内等がないものがあります。

必ず、手引きの内容をご確認いただき、必要な書類は作成のうえ、JCIP上の添付ファイルとして提出してください。なお、審査の過程で追加の書類提出を求める場合があります。

・JCIP外で作成が必要な書類の例

建設業許可申請 → 建設業許可申請書表紙、提出票

事業年度終了届 → 事業年度終了届表紙

○JCIPでの受付ができない場合

更新等の許可申請において、許可の有効期限の30日前までに提出できない場合は、JCIPでの受付はできません。紙面による受付を行いますので、申請書類を揃えたうえで、速やかに管轄の建設業窓口までお持ちください。



◇経営事項審査申請を提出する際の注意事項

○経営事項審査は事前予約が必要です。

愛知県では、毎月の指定日に経営事項審査を実施しています。審査を受ける場合、事業年度終了届を提出する際に「経営事項審査を申請する」欄に丸を付けて提出してください。

確認後、予約手続きを行い、予約票をお渡しします。経営事項審査の申請は予約後に行ってください。

○JCIPでの提出方法について

システム内で作成する様式に加えて、予約票をお渡しする際に添付するチェックリスト、経営事項審査申請様式ダウンロードページからダウンロードできる提出票を添付ファイルとして提出してください。

○確認資料について

法定様式以外の確認資料については、紙による提出もできるものとします。予約票に提出期限を記載していますので、期限内に到達するよう提出してください。

○手数料の納付方法について

手数料は、JCIPを経由したネットバンキング又は、愛知県収入証紙による納付のいずれかを選択できます。

JCIPによる申請を確認後、手数料納付指示をシステム上で行います。審査予約時に、手数料の納付期限をお示ししますので、期限内に納付してください。期限内に納付されないと審査が翌月となる可能性があります。

○電子申請時の留意事項

資料に不備等がある場合、JCIP上で補正指示を行います。審査当日は補正に対応できるようにしてください。

郵便料金の改定について

令和6年10月1日からの郵便料金改定に伴い、以下の点にご注意ください。

10月1日以降の消印で申請書等を郵送する場合・新料金（変更後の料金）で送付してください。

- 申請書等の返却が10月1日以降になり、切手が同封されておらず料金不足が発生する場合は、不足分の切手の送付を依頼しますのでご対応ください。

新料金（変更後の郵便料金）等については、下記の日本郵政ホームページをご確認ください。
https://www.post.japanpost.jp/service/2024fee_change/index.html

【お問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 建設業第二グループ
(愛知県自治センター2階)
電話052-954-6503

建設業法における届出等の提出期限について

～提出が遅れないようご注意ください～

- ◇ 法人、個人にかかわらず毎年事業年度終了後4か月以内に「事業年度終了届出書」を提出しなければなりません。
- ◇ 許可申請書および添付書類の内容に変更が生じた場合には、提出期限内に「変更届出書」等を提出する必要があります。
- ※ 必要な事業年度終了届出書や変更届出書等の提出がなされていないと、更新の申請をすることができません。特に、事業年度終了届出書を複数年分まとめて提出する事例が多くありますのでご注意ください。
適切に届出を提出しないと処分の対象となる場合があります。

<届出等一覧>

届出事項	提出期限	備考
事業年度（決算期）が終了したとき<每期提出>	毎事業年度 経過後 4か月以内	事業年度終了届出書一式
定款の変更（定款または株主総会議事録の写し）		} 事業年度終了届出書と併せて提出
使用人数の変更		
健康保険等の加入状況の変更（従業員数のみの変更の場合）		
健康保険等の加入状況の変更（加入状況に変更があったとき、営業所を新設したとき）	事実発生後 2週間以内	許可要件に関わる事項です。届け忘れがないよう、ご注意ください。
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更（氏名の変更を含む）		
営業所の専任の技術者の変更（氏名の変更を含む）		
令第3条に規定する使用人の変更		
商号又は名称の変更	事実発生後 30日以内	「役員等」には、法人の役員のほか、顧問・相談役・株主（総株主の議決権の100分の5以上を有する個人又は出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人）が含まれます（監査役は除きます）。
既存の営業所の名称、所在地又は業種の変更		
営業所の新設又は廃止		
資本金額（出資総額）の変更		
法人の役員等の変更（就退任、代表者の変更、常勤⇔非常勤、氏名の変更等）		
個人の事業主の氏名の変更		
個人事業主で支配人を設けている場合の支配人の変更（氏名の変更、新任、退任）	事実発生後 2週間以内	
経營業務の管理責任者が複数人いた場合の削除、専任技術者の削除（交替者がいない場合）、欠格要件該当		
廃業（許可を受けた建設業）	廃業から 30日以内	許可業種の一部を廃業する場合は変更届等の提出が必要

- ☆ 届出手続の詳細については、「建設業法による変更届等の手引（事業年度終了届編）」及び「建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）」をご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html#tebiki>



「適切な社会保険の加入」は建設業許可の要件です

更新申請を含め、全ての申請をする場合において、「適切な社会保険に加入していること」は建設業許可の要件です。

◇労働者が加入しなければならない保険を確認してください。

所属する事業所		就労形態	社会保険		労働保険
事業所の形態	常用労働者の数		医療保険 (いずれかに加入)	年金保険	雇用保険
法人	1人～	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	雇用保険 ※2
	-	役員等	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	-
個人事業主	5人～	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	雇用保険 ※2
	1人～4人	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	雇用保険 ※2
	-	事業主、一人親方	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	-

■：事業主に従業員を加入させる義務があるもの ■：個人の責任において加入するもの

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入。（この場合は、協会けんぽに加入し直す必要はありません。）

適用除外承認を受けた国民健康保険組合への加入手続きについては日本年金機構のWebページを参照。

(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/O703.pdf>)



※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かは問いません。

●詳細については、加入する保険を担当する機関にお問い合わせの上、手続きをしてください。

- ・医療保険、厚生年金保険 → 事務所の所在地を管轄する年金事務所等
- ・雇用保険 → 最寄りのハローワーク等

●「適切な保険」を確認するためのフローチャートについては国土交通省のWebサイトを参照。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)



保険の加入状況が変わったら「健康保険等の加入状況」の提出をお忘れなく！

保険加入状況に変更があった場合は2週間以内に、従業員数のみに変更があった場合は事業年度経過後4か月以内に届け出る必要があります。

届出窓口は、次のとおりです。

- 名古屋市内に営業所がある場合 … 建設業・不動産業室（愛知県自治センター2階）
- 名古屋市以外の市町村に営業所がある場合 … 各市町村を管轄する建設事務所

詳しくは建設業・不動産業室のWebサイトをご覧ください。



<https://www.pref.aichi.jp/toshi-somu/download/pdf/hokenkanyuu.pdf>

経営事項審査等の審査基準について

2023（令和5）年1月1日に経営事項審査等の審査方法が一部改正されました。
改正点のうち、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況を加点対象とする
「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（W1－10）」の新設についてお知らせします。
（2023（令和5）年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用されます。）

審査対象工事

①から③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事※

- ①日本国内以外の工事
- ②建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③災害応急対策

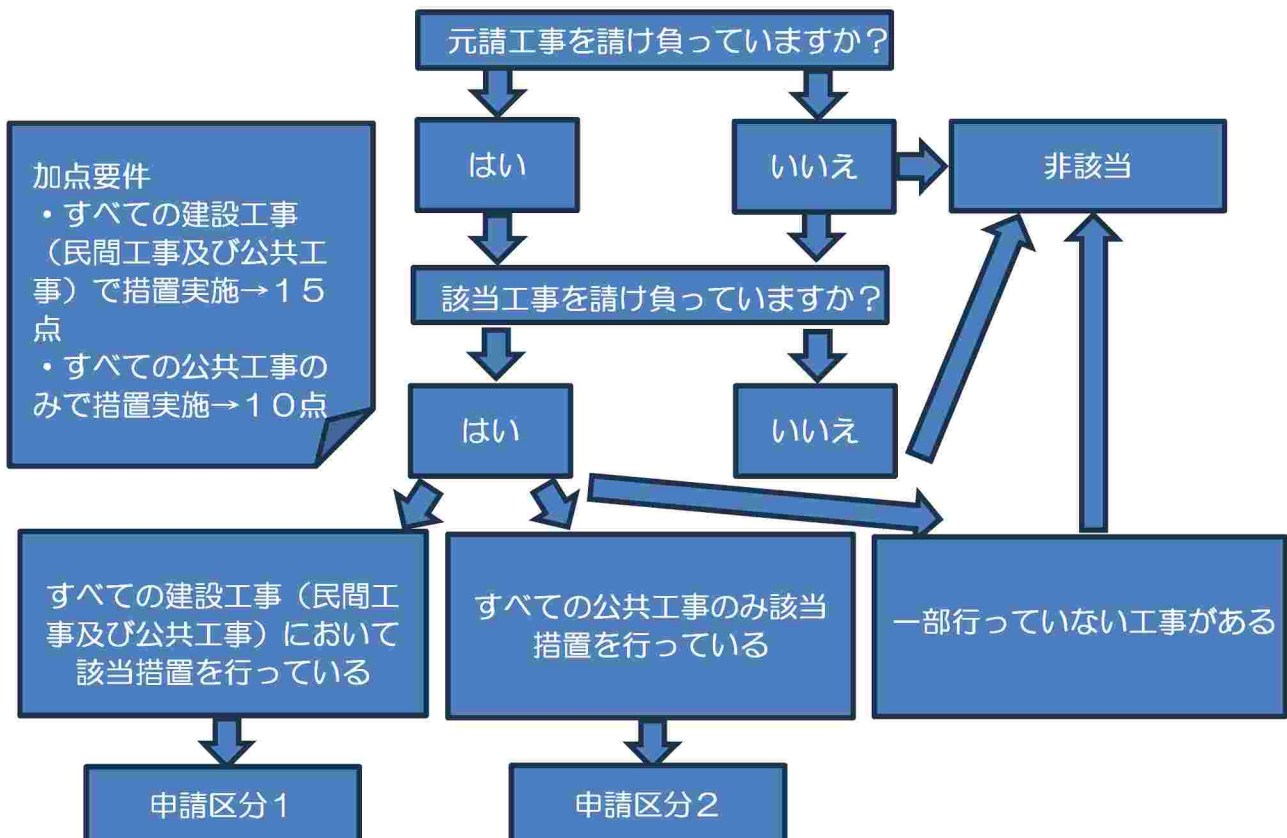
元請工事はなく、全て下請工事の場合は、非該当となります

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点対象となりません。

該当措置

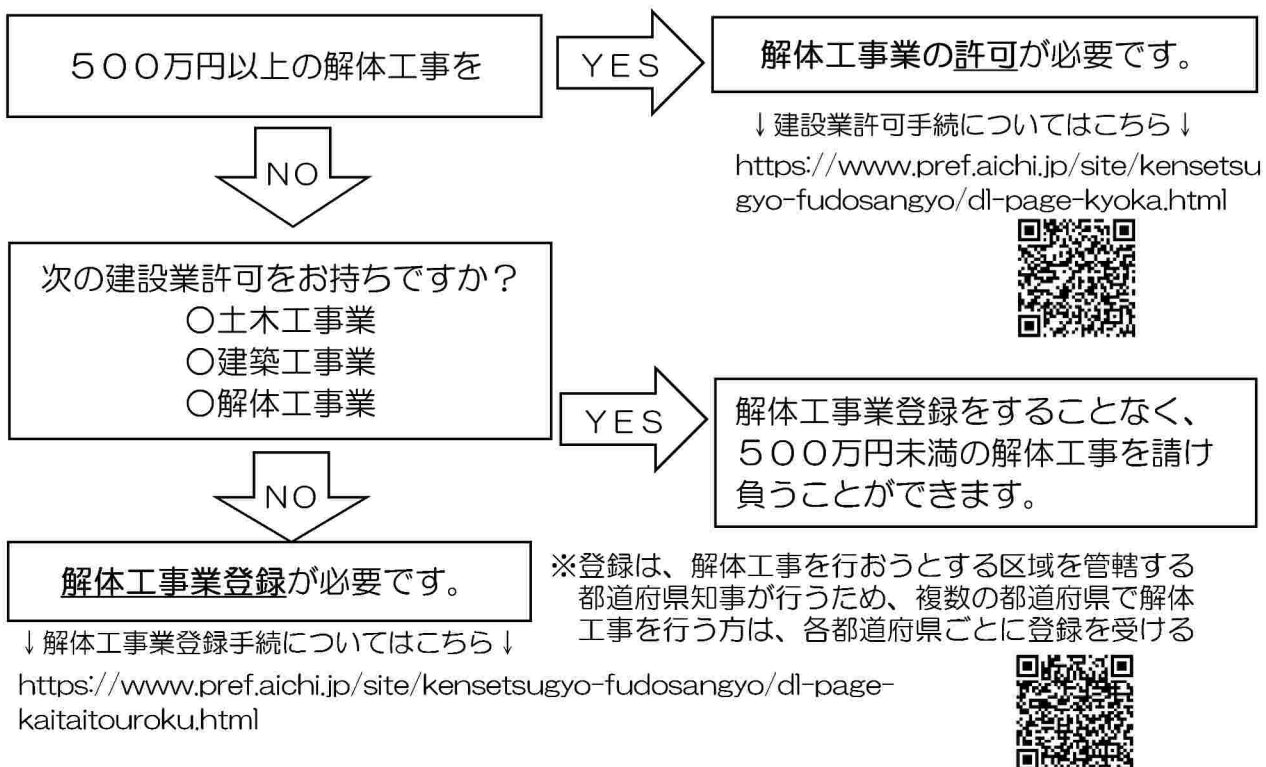
①から③のすべてを実施している場合に加点

- ①CCUS上での現場・契約情報の登録
 - ②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
 - ③経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出（愛知県様式第12号）
- ※直接入力によらない方法とは、就業履歴データ登録標準API連携システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等を指します。



建築物等の解体工事の実施には 建設業許可または解体工事業登録が必要です

『土木工事業』、『建築工事業』、『解体工事業』の建設業許可を持たずに、家屋等の建築物、その他の工作物等を解体する工事（解体工事）業を営もうとする場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の規定による『解体工事業登録』を受ける必要があります。



愛知県知事建設業許可業者名簿、 愛知県解体工事業登録業者名簿及び 愛知県浄化槽工事業登録業者名簿について

愛知県知事建設業許可業者名簿、愛知県解体工事業登録業者名簿及び愛知県浄化槽工事業登録業者名簿を建設業・不動産業のWebサイトに掲載しております。

☆愛知県知事建設業許可業者名簿（2024（令和6）年8月14日作成）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/0000047962.html>



☆愛知県解体工事業登録業者名簿（2024（令和6）年7月末現在）

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyogyo-fudosangyo/dl-page-kaitaimeibo.html>



☆愛知県浄化槽工事業登録業者名簿（2024（令和6）年7月末現在）

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyogyo-fudosangyo/dl-page-jyoukaosumeibo.html>



2024（令和6）年度建設業講習会を開催します

愛知県知事許可を受けた建設業者の方を対象に、建設業の許可申請・届出の手続、経営事項審査申請手続、盛土規制法等に関すること、愛知労働局による「労働安全衛生法令の遵守徹底・時間外労働上限規制について」、国土交通省による「建設業法令遵守について」を内容とした、2024（令和6）年度建設業講習会を下記のとおり開催します。（※講義内容は変更される場合もあります。）事前予約は不要で、3日間とも同内容です。ご都合のよい日程にお越しいただきますようお願いいたします。

日時等	会場
2024（令和6）年11月18日（月） 及び 2024（令和6）年11月20日（水） 午前9時50分から 午前11時40分まで （両日とも内容は同じです）	愛知県産業労働センター 大ホール 名古屋市中村区名駅4-4-38 ※ 名鉄名古屋駅東口から東へ徒歩5分 https://www.winc-aichi.jp/access/
2024（令和6）年11月26日（火） 午前9時50分から 午前11時40分まで （18日、20日の内容と同じです）	刈谷市総合文化センター 大ホール 刈谷市若松町2-104 ※ JR刈谷駅(南口)・名鉄刈谷駅(南口)から 徒歩2分 https://kariya.hall-info.jp/access/

◇開場時間は、各会場とも開始時刻の30分前です。

◇受講は申込不要・入場無料です。原則、各指定会場で受講してください。

◇後日（12月頃予定）、講習動画を建設業・不動産業室Webサイトで配信予定です。会場に来られた方の再確認や会場に来られなかった方もぜひご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/kensetsugyo-kousyuukai.html>

◇お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

◇荒天等によって中止となる場合があります。

事前に上記Webサイトをご確認ください。

なお、会場への直接のお問合せはご遠慮ください。



建設業許可の欠格要件について

建設業の許可を受けるためには、「許可要件」を備えていることに加え、建設業法第8条に規定する「欠格要件」に該当しないことが必要です。

「欠格要件」については、許可申請書またはその添付書類中に虚偽の記載があった場合や重要な事実に関する記載が欠けている場合、また、許可申請者やその役員等若しくは令第3条に規定する使用人が次に掲げるものに1つでも該当する場合、許可は行われません。

許可を受けようとする者が次の[1]から[14]のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、[1]又は[7]から[14]までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならないと建設業法で規定されています。

なお、既に許可を受けているときに「欠格要件」に該当した場合には、2週間以内に、その旨を書面で許可行政庁に届出なければなりません（同法第11条第5項）。

- [1] 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- [2] 第29条第1項第7号又は第8号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- [3] 第29条第1項第7号又は第8号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないこととの決定があつた日までの間に第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から5年を経過しないもの
- [4] 前号に規定する期間内に第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- [5] 第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- [6] 許可を受けようとする建設業について第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- [7] 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- [8] この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の1第1項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- [9] 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（[14]において「暴力団員等」という。）
- [10] 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- [11] 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員等のうちに[1]から[4]まで又は[6]から[10]までのいずれかに該当する者のあるものにかかる部分に限る）のいずれかに該当するもの
- [12] 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、[1]から[4]まで又は[6]から[10]までのいずれかに該当する者（[2]に該当する者についてはその者が第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、[3]又は[4]に該当する者についてはその者が第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、[6]に該当する者についてはその者が第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの
- [13] 個人で政令で定める使用人のうちに、[1]から[4]まで又は[6]から[10]までのいずれかに該当する者（[2]に該当する者についてはその者が第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、[3]又は[4]に該当する者についてはその者が第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、[6]に該当する者についてはその者が第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの
- [14] 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※ここでいう役員等とは、以下の者が該当します。

- ・株式会社又は有限会社の取締役
- ・指名委員会等設置会社の執行役
- ・持分会社の業務を執行する社員
- ・法人格のある各種の組合等の理事等
- ・その他、相談役、顧問、株主等、法人に対し業務を執行する社員（取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等）と同等以上の支配力を有するものと認められる者が否かを個別に判断される者

建設工事の適正な取引について ～契約書は書面で交わしましょう！～

契約当事者間で合意された取引条件を着実に実行するためには、**書面に合意事項を記載し、相互に交付して保存する**ことで、契約内容を確認できるようにしておくことが重要です。

工事着工前に合意した内容を書面にして、お互いに持ち合しましょう。

また、国土交通省や愛知県では、建設業に関する以下の相談窓口等を設けておりますので、困りの際はぜひご利用ください。

建設業フォローアップ相談ダイヤル（国土交通省）

（受付時間）10：00～12：00、13：30～17：00（土日、祝日、閉庁日を除く）

（問い合わせ先）TEL：0570-004976 メール：hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

駆け込みホットラインー建設業法違反通報窓口ー（国土交通省）

（受付時間）10：00～12：00、13：30～17：00（土日、祝日、閉庁日を除く）

（問い合わせ先）TEL：0570-018-240 FAX：0570-018-241

建設工事・不動産取引紛争相談（愛知県県民相談・情報センター）

（相談時間）毎週水曜日13：00～16：00（予約制）

（予約・問い合わせ先）TEL：052-962-5100 FAX：052-972-6001

法令遵守について

当県では建設業法や他の法令に違反する行為などの不正行為を行った建設業者に対し、建設業法の規定に基づき監督処分を行っています。

違反の内容によって・・・

指示

営業の停止

許可の取消し

主な監督処分例

○役員が刑法違反により罰金刑を受けた

→建設業法第8条では、建設業の許可を受けることができない欠格要件が定められています。欠格要件に該当することとなった場合、建設業の許可が取り消されます。

欠格要件の詳細については **P10** を参照してください。

○建設業の許可を受けていない業者と軽微でない建設工事の下請契約を締結した

→建設業を営む方は、軽微な建設工事を請け負うことを営業する方を除き、建設業法第3条に基づき、建設業の許可を受けなければなりません。

この規定に違反して建設業の許可を受けないで建設業を営む方と、下請契約を締結した建設業者の方も、監督処分の対象となります。

下請契約を締結する場合は、契約相手が必要な業種の建設業許可を取得しているか確認してください。

10月～12月は「建設業取引適正化推進期間」です！

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、2024（令和6）年度は10月から12月までを「建設業取引適正化推進期間」として、建設業の取引適正化の法令遵守に関する活動を行います。

令和6年度 10・11・12月は

建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

主催 国土交通省、都道府県

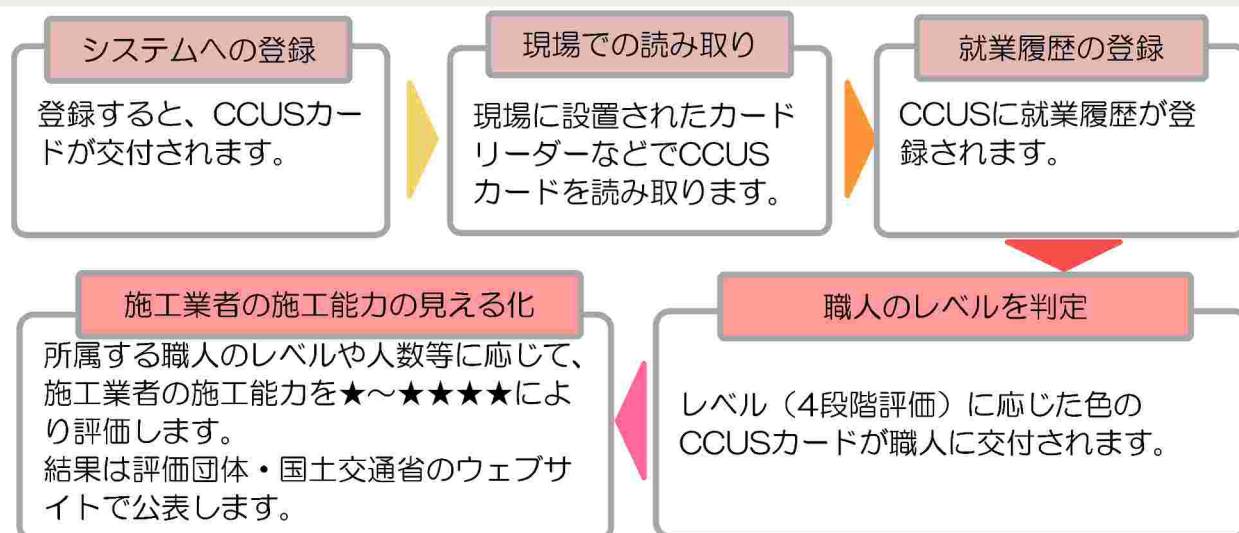
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

- 【1. 標語】 ~みんなで守る適正取引~
請負代金や工期設定は適正ですか？
一方的な指値発注や請負代金の減額をしていませんか？
不適正な取引の改善のため、
当該期間では「建設Gメン」が重点的に調査を行います。
- 【2. 期間】 2024(令和6)年10月1日～12月28日
- 【3. 主催】 国土交通省、都道府県

建設キャリアアップシステムについて

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげるシステムです。

●CCUSの仕組み



●CCUSのメリットは？

1. 技能者のメリット

- ① CCUS情報を活用した能力評価と、レベルごとの年収目安の明確化による、賃金水準の相場感の形成、引き上げ/ダンピング防止。
- ② 現場や勤務先が変わっても、自らの能力を客観的に証明可能に。
- ③ カードリーダータッチで日々320円の建退共掛金を積み立て（元請が一括して掛金支払い）。

2. 下請業者側から見たメリット

- ① 自社が雇用する技能者の数や保有資格、社会保険加入状況等が明らかになり、取引先からの信頼が得やすくなる（＝企業の実力の見える化）。
- ② 技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化（4段階評価）も令和3年度から開始。
- ③ 出面管理のIT化、賃金や代金支払いの根拠が明確に。

3. 元請や上位下請から見たメリット

- ① 初めて仕事する下請業者の実力や技能者の資格等(*)の確認ができ、施工の安心感につながる。
- ② *社会保険加入状況や安全衛生資格保有の有無、一人親方の労災特別加入状況。
- ③ PCで作業の進捗状況の確認や下請への支払いの適正化などの現場管理の効率化。
施工体制台帳、作業員名簿の作成、建退共の証紙受払・貼付等の作業の簡素化、ペーパーレス化。
- ④ 増える外国人労働者の資格等の確認が容易に。



建設キャリアアップシステムウェブサイト→

<https://www.ccus.jp>

CCUSに関するトピックス

～ 2024（令和6）年能登半島地震に係るCCUSの運用について～

今般の災害を受け、建設キャリアアップシステムの運用に関し、以下の特例措置を設けています。

1. 特例の対象

本災害で災害救助法の適用を受けた新潟県、富山県、石川県及び福井県内にCCUS上で①「現場事務所住所」を登録している現場（以下「対象現場」という。）②「所在地」を登録している事業者（以下「対象事業者」という。）を適用対象とします。

2. 適用開始日 2024年1月1日（月）

3. 特例措置

- (1) 直接入力による就業履歴の事後登録・修正が可能な期間の延長
- (2) 管理者 ID 利用料及び現場利用料の未納事業者への特例
- (3) 事業者登録の更新可能期限の延長



★詳しくは以下のWebサイトをご確認ください。

<https://www.ccus.jp/attachments/show/659e5265-3c98-41bd-a52c-05a9c0a8081b>

～ iPhoneをカードリーダーとして使用できるようになりました～

就業履歴登録アプリケーション「建レコ」がインストールされたiPhoneにCCUSカードをタッチすることで就業履歴を蓄積することが可能となりました。これにより、カードリーダーが不要になりました。



★詳しくは以下のWebサイトをご確認ください。

<https://www.ccus.jp/files/documents/kenrecoiphone.pdf>



CCUSについて、愛知県庁では手続き等はできません。
CCUS事業者登録の更新等の手続きやお問い合わせについては、
前ページに記載の建設キャリアアップシステムウェブサイトから、
(一財)建設業振興基金建設キャリアアップシステム事業本部までお願いしま

建設キャリアアップシステムの活用に関する 評価基準について

建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の活用に関する評価基準を下記のとおり定め、工事成績評定において評価することとしています。対象工事を受注された場合は、**積極的な活用をお願いします。**

建設局、都市・交通局の発注する工事

（工事成績評定のない工事は除く）

※工事成績評定表の「5.創意工夫」において加点

評価対象項目	判断基準	配点
①事業者登録	元請のみ（下請の登録は求めない）	1点
②CCUS活用の申し出	工事着手までに工事打合せ簿により提出	2点
③技能者登録	1名以上	
④現場登録（管理者ID(現場管理者)登録）	当該現場の登録	
⑤現場へのカードリーダー設置	利用状況が確認できること （利用回数は問わない）	

★CCUS評価基準や実施状況の確認方法等は、下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/ccushyoukakizyun.html>



★**建築局の発注する工事**は、下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-ccus.html>



☆CCUS登録等に関しては、下記URLよりご確認ください。

<https://www.ccus.jp>



〔建設キャリアアップシステム専用サイト（(一財)建設業振興基金）〕

建設局、都市・交通局発注工事における 週休2日の取組の強化について

建設局、都市・交通局の発注する土木工事においては、2023年度より原則発注者指定型の週休2日制工事として発注しております。2024年10月からは取組を強化し「月単位の週休2日工事」として発注することとし、実施要領の一部を改正します。

【要領改正の概要】

- ・「4週6休以上4週7休未満」「4週7休以上4週8休未満」の補正係数の廃止
- ・「週休2日（4週8休以上）」の補正係数の変更
- ・「月単位の週休2日」の補正係数の新設
- ・工事成績評定において「完全週休2日工事」のみ評価するよう変更(対象:契約日が2025年4月1日以降)
- ・取組証の発行対象の変更(対象:引渡し年月日が2025年4月1日以降)

※総合評価落札方式において「月単位での週休2日」が評価項目に追加されます（2025年度から運用開始）

改正前

大形式		週休2日				完全週休2日
形式		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	通期の週休2日 (4週8休以上)	月単位の週休2日 (月単位で 4週8休以上)	完全週休2日 (土日祝日休以上)
費用の計上	発注当初の適用補正係数	-	-	○		
	補正係数 労務費	1.01	1.03	1.05		
	機械経費（損料）	1.01	1.03	1.04		
	共通仮設費率	1.02	1.03	1.04		
	現場管理費率	1.03	1.04	1.06		
工事成績評定対象 (契約日：2025年3月31日以前)		/		○		○
取組証発行対象 (引渡し年月日：2025年3月31日以前)		/		○		○

改正後

大形式		週休2日				完全週休2日
形式		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	通期の週休2日 (4週8休以上)	月単位の週休2日 (月単位で 4週8休以上)	完全週休2日 (土日祝日休以上)
費用の計上	発注当初の適用補正係数	-	-	-	○	
	補正係数 労務費	廃止	廃止	1.02	1.04	
	機械経費（損料）			1.02	1.02	
	共通仮設費率			1.02	1.03	
	現場管理費率			1.03	1.05	
工事成績評定対象 (契約日：2025年4月1日以降)		/		廃止		○
取組証発行対象 (引渡し年月日：2025年4月1日以降)		/		廃止	○	○

★実施要領等は、下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kensetsuroudoukankyoukaizen.html>

★建築局の発注する工事については、下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html>

【お問い合わせ先】

愛知県建設局土木部建設企画課
調整第一グループ（愛知県本庁舎6階）
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
電話052-954-6589

県内のプロジェクト紹介や現場記録映像をUPしています！



YOUTUBE

愛知県庁・土木[公式]



宅地や建物の適正な取引及び広告について (宅地建物の取引には免許が必要です)

宅地や建物の取引を業として行う(宅地建物取引業)には、宅地建物取引業法(以下「法」という。)を遵守し、適正な取引を行わなければなりません。

1 無免許営業の禁止について

宅地建物取引業を営むには宅地建物取引業の免許が必要です(法第3条第1項)。免許を受けずに宅地建物取引業を営むことは禁止されています(法第12条第1項)。

また、免許を持たない者が、ホームページや新聞折り込みチラシなどの広告により、宅地を分譲する旨や、住宅の売買の媒介(仲介)をする旨を表示することも禁止されています(法第12条第2項)。

2 誇大広告等の禁止について

宅地建物取引業者が行う広告については、誇大広告等の禁止(法第32条)などの法律による規制のほかに、「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」により必要な表示事項などが定められています。

3 おとり広告等の禁止について

顧客を集めるために売る意思のない物件を広告し、実際は他の物件を販売しようとする、いわゆる「おとり広告」及び実在しない物件等の「虚偽広告」は、法第32条、「不当景品類及び不当表示防止法」及び「不動産の表示に関する公正競争規約」により禁止されています。

【お問い合わせ先】

公正競争規約について

…東海不動産公正取引協議会(愛知県宅建会館)

電話052-529-3300

宅地建物取引業者と人権について

宅建業は、人々の生活の基盤となる住宅等の取引に携わる仕事です。つまり、宅建業者は、憲法で保障された居住・移転の自由の実現のために、重要な役割を果たします。顧客や地域住民との関わりにおいては、常に人権を尊重した対応をしなければなりません。人権問題について、正しい理解と認識を持ち、取引関係者等の啓発に努めてください。

留意事項

- ・入居申込書には「本籍地」「国籍」の記入欄のないものを使用してください。
- ・契約書には「性別」「国籍」「年齢」「障害の有無」により借主を差別する条項のないものを使用してください。
- ・同和地区に関する問い合わせには一切答えないでください。
- ・特定の地区や学区の差別を助長するような問い合わせには一切答えないでください。
- ・差別を助長するような表現を用いた広告はしないでください。
- ・宅建業者の内部資料であっても、差別を助長するような資料は作成しない、また、そのような調査依頼はせず、調査報告等も受け取らないでください。

**取引の関係者から、予断や偏見に基づく問合せを受けた場合は、
人権を尊重する観点から、毅然とした対応をしてください。**

【お問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 不動産業グループ

(愛知県自治センター3階)

電話052-954-6583(指導担当)

不動産業グループからのお知らせ

○ 「空き家等に係る媒介報酬規制の見直し」について

従来、宅建業法において、宅建業者が媒介・代理の依頼者に請求できる報酬額に上限が設定されておりましたが、空き家等の流通促進が喫緊の課題となっている一方、宅建業者が空き家等を取り扱うにはビジネス上の課題があることから、空き家等の媒介報酬の上限が令和6年7月1日から変更されました。

詳しくは国土交通省「不動産業による空き家対策推進プログラム」（令和6年6月）のサイトをご覧ください。

- ◆不動産業による空き家対策推進プログラムについて
（国土交通省 Web ページ）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00066.html



○ 「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」について

免許申請書に記載した事項に変更があった場合には、変更が生じた日から「30日以内」に、変更届出書の提出が必要です。

詳しくは建設業・不動産業室のWebサイトをご覧ください。

- ◆宅地建物取引業免許 変更の届出について
（建設業・不動産業室 Web ページ）

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/henko.html>



○ 「専任の宅地建物取引士」の専任性について

宅建業者は、宅地建物取引業を営む事務所に常勤し（常勤性）、専ら宅地建物取引業に従事する（専従性）ことが求められる専任の宅地建物取引士を設置する必要があります（宅地建物取引業法第31条の3）。

社会通念上における営業時間に宅建業者の事務所に勤務することができない場合には、専任の宅地建物取引士に就任することはできません。

- ◆「専任」に当たらない例

- ①他の法人の代表取締役や代表者、常勤役員を兼任している場合
- ②会社員や公務員のように他の職業に従事している場合
- ③勤務時間が営業時間の一部に限定された非常勤職員・パートタイム職員の場合など。

【お問い合わせ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 不動産業グループ
（愛知県自治センター3階）

電話052-954-6582（免許担当）

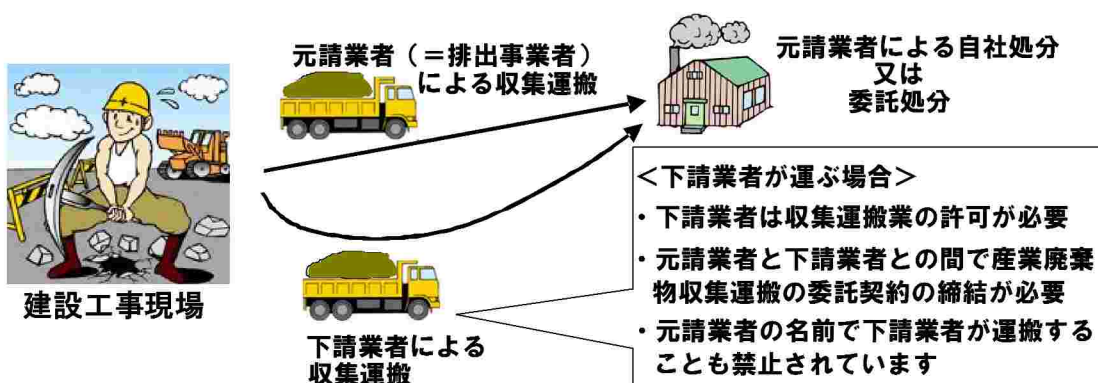
052-954-6583（指導担当）

建設系産業廃棄物排出事業者のみなさまへ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）では、建設工事（解体工事も含みます。）の注文者から直接建設工事を請け負った元請業者が排出事業者であると定められています。 ※一部例外規定があります。

1 建設工事に伴い生じる廃棄物の処理責任など （法第21条の3第1項） （法第12条第5項及び第6項）

- 元請業者は、建設工事に伴い生じる廃棄物について、自らが適正に処理を行うか、委託基準に従って産業廃棄物処理業者に処理（運搬及び処分）を委託しなければなりません。
- 委託基準では、委託する産業廃棄物の処理が下請業者（受託者）が有する産業廃棄物処理業の許可の範囲に含まれていることや、両者の間で書面で契約を結ばなければならないことなどが定められています。



2 排出事業場外での自社保管及び事前届出制度 （法第12条第1項及び第3項）

排出事業者が建設系産業廃棄物を排出事業場（建設工事現場）外で保管する場合（保管場所の面積が300㎡以上の場合に限ります。）は、法に基づく事前届出が必要です。

さらに本県では、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例において、面積100㎡以上の屋外の場所で建設系産業廃棄物又は廃タイヤを保管しようとする事業者に届出を義務付けています。

また、産業廃棄物を排出事業場外で保管する場合は、産業廃棄物処理基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。 ※排出事業場には保管基準が適用されません。

なお、積替え保管を含む収集運搬業の許可を有する下請業者と委託契約を締結した場合を除き、下請業者の保管場所に保管することはできません。



保管場所	排出事業場 （建設工事現場）	排出事業場外
適用される基準	産業廃棄物保管基準	産業廃棄物処理基準
基準の概要	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に囲いの設置（荷重がかかる場合は、構造耐力上安全であること） 見やすい場所に必要事項を記載した掲示板の設置 飛散、流出、地下浸透、悪臭の防止 高さ制限（50%勾配を超えない） ねずみ、害虫の発生の防止 	など
保管上限 など	—	一日平均搬出量の7倍 など

3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の運用

(法第12条の3他)

- ・排出事業者(元請業者)は、産業廃棄物の引き渡し時に収集運搬業者に対し産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。
- ・排出事業者は、下請業者(収集運搬業者や処分業者)から処理を完了した年月日を記載したマニフェストの写しを受け取り、適正に処理が行われたことを確認するとともに、当該マニフェストを5年間保存しなければなりません。

建設工事に伴い生ずる廃棄物の下請負人による運搬に関する特例(*)により下請業者が自ら運搬する場合であっても、廃棄物処理業者に搬入する場合は、排出事業者からのマニフェストの交付は必要です。なお、この場合は下請け業者にはマニフェストの写しの保管義務はありません。

*改築(リフォーム等)、瑕疵の補修に関する工事であって請負金額が500万円以内、一回の運搬が1㎡以下、元請業者の保管場所や処分場へ直行等であって請負契約において書面で明確になっているもの(法第21条の3第3項)

廃棄物の不法投棄について(法第16条)

【何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。】

- ・不法投棄は、法によって厳しく規制されています。違反した場合は次の処罰を受けます。
- ・不法投棄を行う目的で廃棄物を収集運搬した者や未遂の者も処罰の対象です。

不法投棄を行った者

5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。

法人の場合

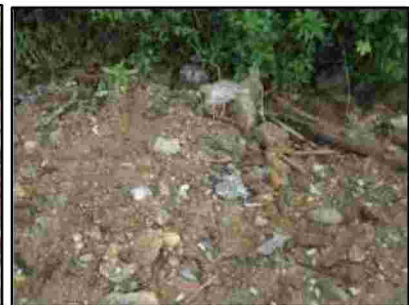
3億円以下の罰金が科せられます。
※法人等の従業者等が当該法人等の業務に係る違反行為を行った場合には、法人等に対しても罰金刑が科されません。

※産業廃棄物の処理を委託した下請業者が不法投棄を行った場合は、排出事業者(元請業者)にも罰則が科せられることがあります。

下請業者は産業廃棄物処理業の許可がない場合は、排出事業者から産業廃棄物の処理を受託してはいけません。

また、排出事業者は、下請業者に産業廃棄物の処理をさせるときは、必要な許可を受けた下請業者と事前に産業廃棄物処理を書面で委託契約しなければなりません。

〈瓦くずの不法投棄〉



〈土砂混じり産業廃棄物の不法投棄〉

不法投棄は、社会通念上許されない重大な犯罪です。

【お問い合わせ先】

愛知県環境局資源循環推進課産業廃棄物適正処理推進室監視グループ(愛知県西庁舎6階)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

電話052-954-6238

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正について

令和6年の第213通常国会において、持続可能な建設業の実現と、そのために必要な担い手の確保を目的とする「第三次・担い手3法」により、品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）等、建設業法・入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正が行われました。

このうち本年6月14日に公布された、政府提出の建設業法・入契法の改正法について、本稿において簡単に解説します。

【目的】

建設業は、他産業と比較して厳しい就労条件を背景に就業者の減少が続いており、建設業が社会資本の整備・管理の担い手、災害時における「地域の守り手」としての重要な役割を将来にわたって果たし続けられるよう、担い手の確保に向けた取組強化が急務となっています。【図1】

このような状況を踏まえ、①請負契約の透明化による適切なりリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上について、必要な措置を講じるのがこの法律の目的です。

【内容①】労働者の処遇改善

建設業における若手の入職促進に向けては、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃金引上げなど技能労働者の処遇改善に取り組むことが必要です。本年3月には、国土交通大臣と建設業団体との間で技能労働者の賃金が「5%を十分に上回る上昇」を目標とすること等が申し合わせられました。

また、公共工事設計労務単価は前年度比5.9%、12年連続の引上げとなったところですが、これが現場労働者の賃上げに結び付き、さらに次の公共工事設計労務単価の引き上げにつながるという好循環を実現できるよう、官民一体となって取り組むことが必要です。

建設工事においては、材料費等の削減よりも技能労働者の労務費等の削減の方が容易であることから、建設業者が価格競争のために労務費を削ったり、資材の高騰分を労務費の減額によって補填したりするなど、技能労働者の処遇を適切に考慮しないケースが生じています。

労務費は適正な相場観が不明確であるために、その減額に対する抑止力が働きにくいことが要因として考えられますが、労務費を減額したことによる低廉な請負代金の契約が横行すれば、処遇改善を進めようと考えている建設業者においても受注機会を確保するために価格を下げざるを得ない状況となり、適正な競争に基づく建設業の健全な発達が妨げられることとなります。

そこで改正法では、学識者・受注者・発注者から構成される中央建設業審議会が「建設工事の労務費に関する基準」を示すこととし、これを著しく下回るような積算見積りや請負契約を下請取引も含めて禁止することとしています。

具体的には、受注者による著しく低い労務費を前提とした見積り提出や、注文者による著しく低い労務費になるような見積り変更依頼を禁止し、これに違反して契約した発注者に対しては、国土交通大臣あるいは都道府県知事から必要な勧告・公表ができることとしました。また、著しく低い労務費等による契約を締結した受注者に対しては、国土交通大臣あるいは都道府県知事から指示等の処分ができることとしました。これによって、発注者、元請、下請と段階を経ても、適正な労務費が確保されることとなります。

さらに、適正な労務費が確保できていたとしても、材料費や法定福利費といった他の経費が不足している場合は適正な工事の施工にあたって問題となるため、既に注文者に対して禁じられている不当な地位の濫用による原価割れ契約の締結（ダンピング）を、受注者の発意による総価での原価割れ契約についても禁止することとしています。

【内容②】 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

資材価格の高騰や資材不足といった個々の工事におけるリスクの分担方法は、個々の工事請負契約の内容に基づいて契約当事者間で決定されるべきものです。しかしながら、適切に分担がされず受注者にリスクの負担が偏ることで、契約当事者のみならず、当該工事の下請業者なども含めた建設生産システム全体に対して、経営の悪化や施工不良の発生といった悪影響を及ぼすケースが生じています。資材高騰に伴う価格転嫁が円滑に行われないことで、価格の不足分を労務費により補填し、結果的に労務費が削減されることが懸念されます。

そこで改正法では、建設業者が安心して請負契約の変更協議ができる環境を整えるため、資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として定めることとしています。これにより、契約書において請負代金等の変更方法が明確化され、価格変更協議が促されることとなります。

また、資材高騰分の転嫁の協議の円滑化により労務費へのしわ寄せを防ぐため、資材高騰が生じるおそれがあると認めるときは、請負契約の締結をするまでに受注者から注文者に対して、関連する情報を必要な情報として通知しなければならないこととしました。この場合、実際に資材高騰が生じたときは、受注者から注文者に対して請負代金の変更に関する協議を申し出ることができ、注文者は当該協議に誠実に応じるよう努めなければならないこととなります。これらにより、資材高騰分の転嫁の協議が円滑化され、労務費へのしわ寄せが防止されることとなります。

【内容③】 働き方改革と生産性向上

若手の入職促進に向けては、働き方改革も重要です。長時間労働の大きな要因は適正な工期が確保されないことであり、著しく短い工期は、技術的に無理な施工方法・工程の採用を建設業者に強いるものであるため、結果として手抜き工事、施工不良、工事現場における不当な長時間労働や労働災害などの問題を生じさせ、工事の適正な施工が確保されないこととなります。【図2】

そこで改正法では、長時間労働を是正し、週休2日も確保していくため、既に注文者に対して禁じられていた、著しく短い工期による請負契約の締結について、受注者の発意によるものも禁止することとしています。

また、【内容②】に示した請負代金の変更協議と同様に、資材の入手困難などが生じるおそれがあると認めるときは、受注者から注文者に対して関連する情報を請負契約の締結までに通知しなければならないこととしました。この場合、実際に資材の入手困難などが生じたときは、受注者から注文者に対して工期の変更に関する協議を申し出ることができ、注文者は当該協議に誠実に応じるよう努めなければならないこととなります。

【おわりに】

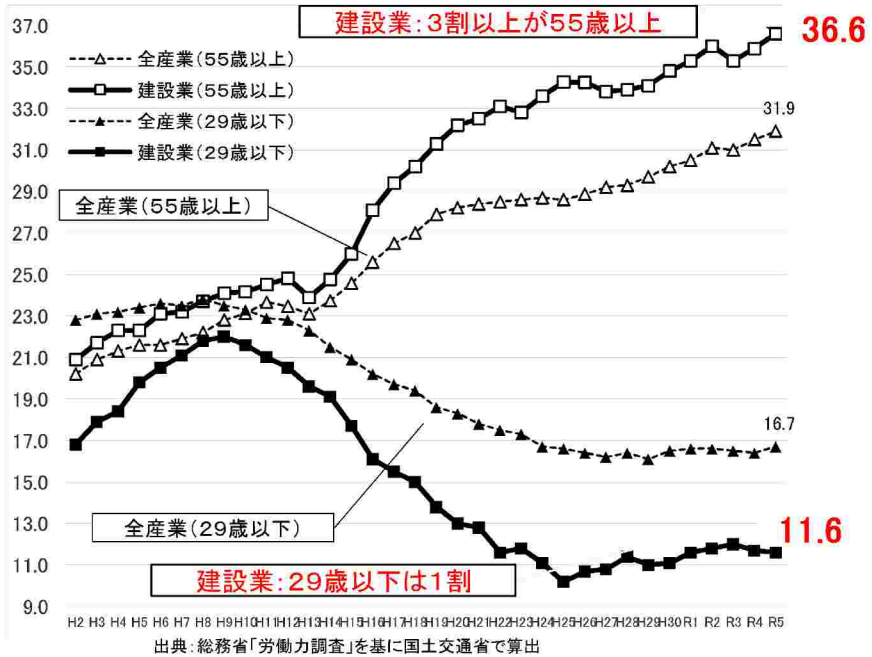
今後、改正法の施行に向けて、詳細の制度設計・周知とあわせて、「建設Gメン」の体制を強化することで、担い手確保のための取組における実効性を確保してまいります。

これらの制度改正による措置を通じ、業界の皆様の声を聴きながら建設業における処遇改善、働き方改革及び生産性向上に総合的に取り組むことで、新4Kといえる魅力的な産業を目指すとともに、地域の守り手として持続可能な建設業を実現してまいります。

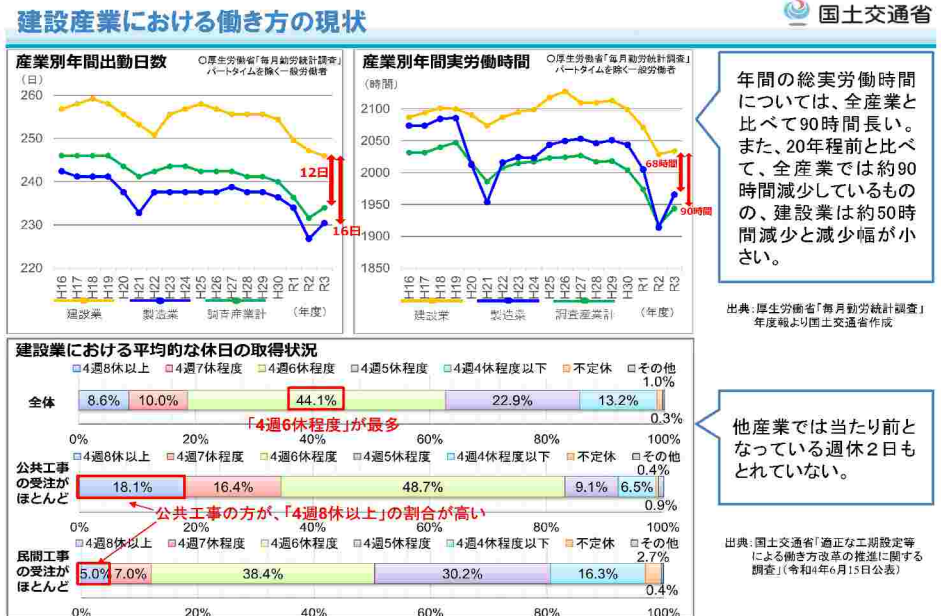
【お問い合わせ先】

国土交通省不動産・建設経済局建設業課・建設振興課
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
電話03-5253-8111（内線24754, 24756）

【図1】



【図2】



【法律の概要】

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要) (国土交通省)

令和6年6月14日公布 (令和6年法律第49号)

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
- 建設業の賃金と労働時間 (参考1) 建設業の賃金と労働時間 (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合(%)内
- 建設業: 417万円/年 (▲16.6%) 2,052時間/年 (+3.3%)
- 全産業: 494万円/年 (▲1.6%) 1,954時間/年 (+1.1%)
- 建設業: 685万人 (10.4%) → [R1] 479万人 (7.1%)

概要

- 労働者の処遇改善**
 - 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
 - 標準労働費の勧告
 - 適正な労働費等の確保と行き渡り
 - 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入
- 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止**
 - 契約前のルール
 - 契約後のルール
- 働き方改革と生産性向上**
 - 長時間労働の抑制
 - ICTを活用した生産性の向上

担い手の確保 持続可能な建設業へ

元請 材対価 労務費 賃金
1次下請 労務費 賃金
2次下請 労務費 賃金

発注者 発注書 発注書 発注書 発注書

現場管理 現場管理 現場管理 現場管理

タブレットを用いて 情報共有を円滑化

建築物、工作物、船舶の解体・改修工事の発注者・受注者のみなさまへ
石綿の有無の事前調査の報告が義務になりました！
 ~ 2022年4月1日着工の工事から ~

事前調査

建築物、工作物、船舶の解体・改修作業を行うときは、
**原則全ての工事で、石綿等の有無の調査（事前調査）
 を行うことが必要です。**

- 工事の規模や請負金額に関わりなく必要です。
- 建築物、船舶の事前調査は、2023年10月から必要な知識を有する者に調査を行わせることが必要になりました。
- 工作物の事前調査は、2026年1月から必要な知識を有する者に調査を行わせることが必要になります。

事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、あらかじめ電子システムで労働基準監督署に事前調査結果の報告を行うことが必要です。

（様式第1号による報告書の提出で代えることもできます。）



建築物の解体・改修工事

- 工事に係る部分の床面積の合計が **80㎡以上**の解体工事
 請負代金が **100万円以上**の改修工事



工作物の解体・改修工事

厚生労働大臣が定めるものの解体・改修工事で、請負代金が **100万円以上**のもの



船舶の解体・改修工事

総トン数が **20トン以上**のもの

石綿事前調査結果報告システム

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。



G Biz ID



石綿事前調査結果報告システム

■ 詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください。

- 石綿障害予防規則の概要、解体・改修工事のマニュアルなどの情報を掲載しています。



愛知労働局
 Aichi Labour Bureau & Labour Standards Office
 労働基準監督署

事前調査

建築物、工作物、船舶の解体・改修作業を行うときは、原則全ての工事で、石綿等の有無の調査（事前調査）を行うことが必要です。

- 工事の規模や請負金額に関わりなく必要です。
- 建築物、船舶の事前調査は、2023年10月から必要な知識を有する者に調査を行わせることが必要になりました。
- 工作物の事前調査は、2026年1月から必要な知識を有する者に調査を行わせることが必要になります。

知識を有する方等に行わせる必要があります。

建築物の解体・改修工事



● 次の方に行わせることが必要です。*1

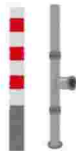
種別	調査できる対象物
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者 	すべての建築物
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者 	一戸建ての住宅 共同住宅の住戸の内部

● 愛知県内で講習を行っている機関

公益社団法人愛知労働基準協会 名古屋市中区栄2丁目9番26号 ポーラ名古屋ビル内 052-221-1436	中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター 名古屋市熱田区白鳥1-4-19 052-682-1731
建設業労働災害防止協会 愛知県支部 名古屋市中区栄3丁目28番21号 愛知建設業会館4階 052-242-4441	一般社団法人刈谷労働基準協会 刈谷市高松町1丁目29番地 0566-21-6337
株式会社建設業安全推進協会 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番28号 052-526-2511	これらの機関以外の講習情報は、 「石綿総合情報ポータルサイト」 内の「講習会情報」をご参照ください。
名古屋東労働基準協会 愛知県名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階 052-882-3909	

工作物の解体・改修工事

工事



● 次の方に行わせることが必要です。（2026年1月から）

【特定工作物のうち、炉設備、電気設備、配管設備、貯蔵設備等】

・ 工作物石綿事前調査者

【特定工作物のうち、建築物と一体となっている設備 又は

工作物（特定工作物除く）のうち、石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等】

・ 工作物石綿事前調査者

・ 一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

船舶の解体・改修工事



● 次の方に行わせることが必要です。*1

・ 船舶石綿含有資材調査を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し修了審査に合格した者
 ・ 上記と同等以上の知識を有すると認められる者

分析調査

● 次の方に行わせることが必要です。

- 厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了審査に合格した者
- （公社）日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」でAランク、Bランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- （一社）日本環境測定分析協会の「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- （一社）日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- （一社）日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- （一社）日本繊維状物質研究協会の「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

*1 石綿障害予防規則第3条第3項各号に規定する場合を除きます。

■お問合せ先
愛知労働局労働基準部健康課または最寄りの労働基準監督署



暴力団離脱者受入企業を募集しています

警察による取締りや社会における暴力団排除意識の浸透等により、暴力団勢力は減少している状況ですが、暴力団からの離脱を一層進めるためには、暴力団離脱者が再び罪を犯したり、暴力団に戻らないよう、彼らの社会生活の基盤を確立することが重要です。

そこで愛知県は、（公財）愛知県暴力追放運動推進センターと愛知県警察が実施している暴力団離脱者受入企業登録の促進に協力しています。暴力団離脱者を雇用する企業（受入企業）として登録し、暴力団離脱者を雇用していただきますと、下記のとおり、雇用給付金の支給と身元保証制度の適用を受けることができます。

暴力団離脱者の社会復帰を支援するため、取組の趣旨を御理解いただき、暴力団離脱者の雇用について御検討くださいますよう、よろしく申し上げます。

- 対象となる企業
企業の所在地、業種は問いません
- 雇用給付金の支給
暴力団離脱者を継続して1カ月以上雇用した受入企業に（公財）愛知県暴力追放運動推進センターが次の金額を支給します。
 - ・6カ月間 ⇒毎月8万円（上限）を支給
 - ・9カ月目 ⇒12万円（上限）を支給
 - ・12カ月目⇒12万円（上限）を支給
- 身元保証制度
身元保証制度とは、雇用した暴力団離脱者が受入企業に損害を生じさせた場合に、（公財）愛知県暴力追放運動推進センターが損害を補償する制度です。
 - ・保証期間
受入企業が暴力団離脱者を雇用して1年間
 - ・補償金の範囲
補償金の請求は、回数に制限なく、支払い累計額が200万円まで
 - ※雇用した暴力団離脱者が受入企業に業務上の損害を与えた場合
⇒損害額に応じて100万円まで
 - ※受入企業、雇用主又は従業員に人的、物的損害を与えた場合
⇒人的、物的損害に応じて100万円まで
 - ※契約等で労働者の負担と定められている費用が未回収の場合
⇒未回収額を50万円まで

●詳しい情報については、愛知県のWebサイトをご覧ください。

愛知県防災安全局県民安全課

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenmin-anzen/ridatusyasien.html>



【お問い合わせ先】

愛知県防災安全局県民安全課 安全なまちづくりグループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（本庁舎1階）
電話052-954-6176

（公財）愛知県暴力追放運動推進センター
〒466-0054 名古屋市昭和区円上町26番15号（愛知県高辻センター2階）
電話052-883-3110

部落差別の解決に向けて

1 部落差別とは

私たちは、生まれながらにして自由・平等であり、幸せで健康に生きる権利を持っています。こうした願いや権利は基本的人権といわれ、憲法でも保障されており、不当に侵してはならないものです。

しかし、我が国の人権にかかわる重大な社会問題に部落差別があります。

部落差別とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、結婚や就職などの社会的関係で、現代においても特定の地域の生まれや出身などというだけで、差別されることがあるという日本固有の人権問題です。

2 差別解消のために

国はこの問題を解決するために、特別措置法を定め、地方公共団体とともにさまざまな事業を進めてきました。その結果、道路や住宅など生活環境の改善は進みましたが、いまだに差別意識は根強く残り、結婚を妨げられたり、就職で不平等に扱われたり、日常生活で差別を受けるなどの問題が見受けられるところです。

このため、平成28（2016）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指したものです。

また、愛知県が、令和4（2022）年4月に施行した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」及び令和6（2024）年3月に策定した条例上の基本計画である「あいち人権推進プラン」に基づき、部落差別に関する問題について、県民及び事業者の正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発その他の施策を推進していくこととしています。

3 えせ同和行為に屈しないために

「えせ同和行為」とは、同和の名の下に、企業等に対し、高額凶書の購入や下請けへの参加の強要、寄付金・賛助金あるいは示談金の強要など、不当な利益や義務なきことを求める行為を言います。この行為は、国民に「同和は怖い」といった誤った意識を植え付け、部落差別の解決を阻害する大きな要因になっています。

この行為は絶対に許されるものではなく、愛知県内においては名古屋法務局、愛知県警察本部、愛知県、名古屋市、愛知県弁護士会が協力し、「えせ同和行為対策連絡会」を設置して、その排除のために努力しています。

「えせ同和行為」には、まず部落差別について正しく理解し、毅然とした態度で対処することが大切です。もし、不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決をもちかけたり、その場しのぎの安易な妥協をしたりせず、早い時期に上記の関係機関等に連絡し、その対

【お問い合わせ先】

愛知県県民文化局人権推進課 電話052-954-6749（ダイヤルイン）

4 人権に関する相談窓口（あいち人権センター）

あいち人権センターでは、人権に関する相談窓口を設置しています。

相談内容によって、人権に関する一般的な情報の提供や助言、専門相談機関等の案内を行うなど、解決に向け、お手伝いします。また、人権に関する相談窓口をご利用の方で、必要に応じて、弁護士による法律相談をご案内しています。

○相談員による一般相談（来訪・電話・手紙・FAX・メール／予約不要）

相談専門ダイヤル：052-954-6806

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

受付時間：午前9時～午後5時

○弁護士による法律相談（要予約）

原則毎月第3火曜日 午後2時～午後3時（おひとり30分以内）

○愛知県にじいろ電話相談（電話）

毎月第3月曜日 午後7時～午後10時

【お問い合わせ先】

あいち人権センター 電話052-954-6749（ダイヤルイン）

〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1（愛知県東大手庁舎3階）

表紙写真の紹介

愛知県立芸術大学美術学部 彫刻専攻棟

愛知県立芸術大学は、施設老朽化及び教育活動の多様化に伴い、順次施設の改修を進めています。

2024年4月に開設した彫刻専攻棟は、7棟の建物群が集まる彫刻棟エリアの中心に（金・土・木の各素材に対応できる）三工房棟を配置し、その工房を学部生・大学院生それぞれのアトリエで取り囲み、あらゆる創作活動を屋内外問わずエリア全体で展開できる配置となっています。

また、既存キャンパスとの交流が生まれるようエリアの東側に配置した彫刻交流棟は、温かみのある木材を用い、それが見えるガラス張りの外観とすることで、訪れる人をやさしく迎え入れる建物となっています。